

# 今月の講座案内

## 西尾勤労会館講座

対象 市内在住または在勤の方。ただし、中学生以下のお子さんを除く。

申込期間 3月25日(日)～31日(土) 午前9時～午後9時

時。ただし、月曜日を除く。

申込・問合せ先 費用を持参の上、直接西尾勤労会館(☎59・1100)へ。先着順。電話での申し込みはできません。

その他 開講日を変更する場合があります。

受講料 教材費

講座名	日時など	内容	定員	費用	講師	持ち物
アロマテラピー基礎講座	4月10日～6月26日の 毎回火曜日 全10回 午後7時～8時30分	アロマテラピーの簡単な方法を学びながら、美容や健康維持、疲労回復に役立つ、自宅で使えるアロマグッズを作ります。	20人	受講料1,000円 教材費3,000円	宮川典子氏	筆記用具
ペン字に親しむ	4月11日～6月27日の 毎回水曜日 全10回 午後7時～8時30分	ひらがなの「いろは」からはじめるペン字です。暮らしや仕事に役立つ実用書や美しい文字を楽しく学びましょう。	20人	受講料1,000円 教材費1,000円	中山香苑氏 <small>こうえん</small>	万年筆、ボールペンなど



西尾市役所 ☎56・2111  
一色支所 ☎72・7111  
吉良支所 ☎32・1111  
幡豆支所 ☎62・5511



いきものふれあいの里  
4月の催し

●お花見ハイキング  
日時 4月1日(日) 午前9時～午後2時30分  
集合場所 ネイチャーセンター(いきものふれあいの里内)  
内容 いきものふれあいの里のセンターゾーンとサブゾーンの桜を見ながらハイキングを行います。  
定員 30人  
参加料 無料  
講師 当園職員  
持ち物など 弁当、水筒、帽子、動きやすい服装など  
申込開始日 3月18日(日)  
●自然の中で俳句をよもう  
日時 4月8日(日) 午後1時

30分～4時  
集合場所 ネイチャーセンター  
内(いきものふれあいの里)  
内容 里山を歩きながら早春の植物を観察し、俳句を詠みます。  
定員 30人  
参加料 無料  
講師 岡田つばな氏  
持ち物など 里山観察のできる服装、筆記用具など  
申込開始日 3月25日(日)

●里山保全活動 万燈山の手入れをしよう  
日時 4月21日(土) 午前9時～11時30分  
集合場所 サブゾーン駐車場(長円寺駐車場隣)  
内容 万燈山の野鳥の森周辺のヒノキの枝切りや間伐、下草刈りのボランティア作業を行います。  
持ち物など のこぎり、なた、かま、軍手、作業のできる服装など  
申込開始日 4月7日(土)

◆共通事項  
申込・問合せ先 電話でネイチャーセンター(☎52・0266)へ。ただし、月曜日と3月21日(休)を除く。  
その他 小学生以下のお子さんが参加する場合は保護者同伴でお越しください。

## 天体観望会と天文ボランティア募集

### ●天体観望会

太陽の黒点やプロミネンス、月、金星、火星、土星、星団、二重星などが観察できます。  
日時 4月7日(土)・21日(土)

▼太陽観望会：午後2時～4時  
▼夜間観望会：午後7時～8時30分  
場所 寺津ふれあいセンター

### ●天文ボランティア募集

市民の皆さんに天文普及を図るために、天体観望会などの活動を行う天文ボランティアを募集しています。天文の知識や経験は問いません。天文の文に興味のある方やボランティア活動に興味のある方は、お問い合わせください。  
問合せ先 寺津ふれあいセンター(☎58・1177)



# 福祉

## 市遺児手当を振り込みます

市遺児手当3月期分（23年10月～24年3月分）を3月30日（金）に振り込みます。金融機関でご確認ください。

問合せ 子育て支援課 ことも福祉担当

## 3月の献血

日時と場所 ▼3月24日（出）

午前10時30分～正午、午後1時30分～3時30分：愛知こども国（雨天の場合、中止する可能性がありますので実施主体に確認してください） ▼3月27日（火）午前9時30分～11時15分、午後0時30分～3時30分：一色支所 ▼3月28日（水）29日（木）午前10時～正午、午後1時～4時：西尾市役所

実施主体 愛知県豊橋赤十字血液センター（☎0532・32・1331）

その他 安全な血液を確保するため、問診票をもとに医師が総合的に判断し、献血

の適否を決定します。献血ができない場合もあります。問合せ 福祉課社会福祉担当

# 保健

## 一緒にあそぼ！

対象 市内在住で、病気や障害で体に不自由があり、体を動かして心身の衰えを予防したい方（自分で身の回りのことができること）

日時など 4月11日から25年3月までの毎水曜日 全18回 午前10時～11時30分 ※初回に年間予定を配布。

場所 総合福祉センター第4・5集会所（3階）

内容 みんなでいすに座ったままできる運動やゲームなどをを行い、体と頭の老化を予防します。

定員 10人  
参加料（材料費など） 1800円（初回に集金します）

実施団体 健康づくりボランティアこのゆびとまれ  
申込・問合せ 3月22日（木）から、直接または電話で西尾市保健センター（☎57・0661）へ。

## 一色健康体操教室

正しい姿勢づくりとストレッチを目的とした体操をして日頃の運動不足を解消しましょう。

対象 市内在住の方

日時 4月19日、5月10日・24日、6月7日・21日、7月5日・19日、10月4日・18日、11月1日・15日、12月6日・20日、25年1月10日・24日、2月7日・21日の各木曜日 午後1時30分～3時

場所 一色健康センター講師／実施団体 健康づくりボランティア／一色健康体操グループ

参加料 月額200円  
その他 参加希望者は実施日にお越しください。

問合せ 吉良保健センター（☎32・3001）

# その他

## 資源集団回収事業 報奨金交付説明会

市では、ごみの減量と資源

の再利用を推進するため、資源の集団回収を行う団体に報奨金を交付しています。この事業の説明会と団体登録を行いますので、希望する団体はお越しください。

対象 資源回収を行い、次の全ての条件に該当する団体

- ①市内に活動拠点を持つ団体
- ②地域社会に貢献できる団体
- ③営利を目的としない団体

日時など 4月7日（出） ▼西尾地区：午前9時30分～10時30分 ▼一色・吉良・幡豆地区：午前11時～正午

場所 市役所51会議室（5階）持ち物 筆記用具、報奨金振込み希望の預金通帳（ゆうちょ銀行を除く）

問合せ ごみ減量課ごみ減量担当（水道庁舎内）

## 空き地の環境保全、犬猫のふん禁止看板配布の担当課変更

4月1日から次の業務について、ごみ減量課から環境保全課に担当課を変更します。

変更業務 ①空き地の環境保全に関すること ②犬猫のふん禁止看板の配布など

問合せ 環境保全課環境保全担当（☎34・8111）／クリーンセンター内）

## 若年就職相談窓口

県と県内13市1町が一体となり、40歳未満の若年者で、未就職の方や非正規雇用の方を支援するため、県のアドバイザーによる若年者向けの就職相談窓口を開設します。

対象 40歳未満の求職者（学生を含む）またはその家族

日時 3月27日（火） 午後1時～4時 ※相談時間は1回50分以内。

場所 市役所31相談室（3階）定員 3人（先着順）費用 無料  
申込・問合せ 直接または電話で商工観光課商工観光担当へ。

## 市税などの口座振替通知書の表示を変更します

市では、個人情報保護の観点により、3月から発送する市税、上下水道料金、介護保険料などの口座振替通知書に記載される口座（通帳）番号の下3桁をアスタリスク（\*印）で表示します。

口座番号の表示例
「1 2 3 4 5 6 7」
↓
「1 2 3 4 * * *」

問合せ 収納課管理担当

4月1日から安全なまちづくり条例・暴力団排除条例施行

●西尾市安全なまちづくり条例

この条例は、安全なまちづくりに向けた施策の基本となる事項を定め、犯罪の抑止と安心して生活できる社会にすることを目的としています。基本的な考えは、自分たちの安全は自分たちで守り、市、市民、事業者が協力して安全なまちづくりを進めていくことです。

**主な市の施策** ①安全なまちづくりに関する広報、啓発を行い防犯意識の高揚を図ること ②市民や事業者が行う安全なまちづくりに対する自主的な活動の支援に

努めること

**市民や事業者の役割** ①市の施策に協力するよう努めること ②市民は日常生活の安全確保に努めること ③事業者は防犯上必要な措置をとるよう努めること

●西尾市暴力団排除条例

この条例は、市民、事業者、警察署、市が一体となって社会からの暴力団の排除を進め、安全で平穏な生活を確保することを目的としています。基本的な考えは、暴力団は不当な影響を与える存在であるとの認識を持ち、暴力団の利用

暴力団への協力および暴力団との交際をせず、市、市民、事業者が協力して暴力団の排除を進めていくことです。

**主な市の施策** ①公共工事など市の事業から暴力団に利

益を与えないようにするための措置をとること ②市の施設が暴力団の活動に利用され、暴力団に利益を与えないようにすること ③暴力団排除のための広報活動を行うこと

**市民や事業者の役割** ①市の施策に協力すること ②暴力団排除に役立つ情報を得たときは、市や警察に知らせること ③事業者は、暴力団に利益を与えるような事業を行わないこと

問合先 交通対策課防犯担当

屋外広告物の表示・設置には許可が必要です

市全域において屋外広告物を表示または設置するときには原則、許可が必要です。

ポスター、貼り紙、貼り札、立看板、広告板、広告塔などの屋外広告物は、まちの美観や自然環境を守るため、無秩序に出すことが禁止されています。屋外広告物は、種類ごとに表示面積や大きさなどの基準があり、場所によっては出すことのできない禁止区域もあります。表示または設置する場合は、事前にその基準などをお問い合わせください。

問合先 都市計画課計画担当

情報通信

募集

国税専門官採用試験受験者

▶応募資格/昭和57年4月2日~平成3年4月1日生まれの方。ただし、平成3年4月2日以降に生まれた方も大学を卒業した方や平成25年3月までに卒業見込みの方などは受験できます。▶申込期間/4月2日(月)~12日(木)▶試験日/第1次試験...6月10日(木)、第2次試験...7月17日(木)~24日(木)のうち指定する日▶問合先/名古屋国税局人事第二課試験係(☎052・951・3511)

その他

犬や猫をめぐるトラブルをなくそう

●犬や猫を飼う人へ 犬や猫の飼い主は、適正に飼育・管理する義務と責任があります。他人に迷惑を

かからないよう、次のマナーとルールを守って正しく飼いましょう。①ふんの後始末をする ②放し飼いをしない ③無駄ばえをさせない ④鑑札や名札などをつけて連絡先がわかるようにする ⑤繁殖を希望しない場合には避妊・去勢手術をする ⑥飼えなくなったときは、責任を持って飼ってくれる人を探し、決して捨てない ⑦犬の登録(生涯1回)と狂犬病予防注射(毎年1回)を必ず行う。

●放浪犬や野良猫に餌を与えないで「畑を荒らされた」など近所の迷惑となります。また、犬が繁殖して集団化すると人に危害を与える恐れもあります。●動物保護管理センターの業務 次の業務を行っていますので、ご相談ください。①家庭犬のしつけ方教室 ②飼い方の指導と苦情への

対応 ③野犬・負傷動物の保護など。▶問合先/県動物保護管理センター(☎0565・58・2323)

その他

シベリア戦後強制抑留者に特別給付金を支給しています

期限までに請求をしなかった場合は権利を失いますので、対象の方は申請してください。請求書類がない方には送付しますので、お問い合わせください。▶対象/シベリア戦後強制抑留者で平成22年6月16日に日本国籍を有する存命の方▶請求期限/3月31日(木)※土・日曜日、祝日を除く。ただし、3月31日(木)は受け付けを行います。▶問合先/独立行政法人平和祈念事業特別基金事業部特別給付金認定担当(☎0570・059・204)